

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年2月2日認可した。

平成29年2月10日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区分名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）骨川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生山地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西三谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）次郎毛地区